

高知県立自然公園条例施行規則の一部を改正する規則新旧対照表

改正後	改正前
<p>○高知県立自然公園条例施行規則</p> <p style="text-align: right;">昭和35年6月7日規則第32号</p> <p>改正</p> <p>昭和43年11月29日規則第57号            昭和45年11月6日規則第58号            昭和48年12月10日規則第78号            昭和63年10月7日規則第54号            平成4年3月25日規則第3号            平成8年3月22日規則第15号            平成8年8月2日規則第102号            平成10年4月10日規則第66号            平成12年4月1日規則第124号            平成12年12月22日規則第232号            平成13年3月27日規則第27号            平成13年8月10日規則第128号            平成14年3月29日規則第28号            平成14年4月1日規則第47号の3            平成14年7月30日規則第74号            平成15年3月28日規則第26号            平成15年7月15日規則第89号            平成17年8月30日規則第123号            平成18年7月28日規則第94号            平成19年4月1日規則第44号            平成22年6月29日規則第54号            平成23年9月27日規則第56号            平成23年12月28日規則第76号</p>	<p>○高知県立自然公園条例施行規則</p> <p style="text-align: right;">昭和35年6月7日規則第32号</p> <p>改正</p> <p>昭和43年11月29日規則第57号            昭和45年11月6日規則第58号            昭和48年12月10日規則第78号            昭和63年10月7日規則第54号            平成4年3月25日規則第3号            平成8年3月22日規則第15号            平成8年8月2日規則第102号            平成10年4月10日規則第66号            平成12年4月1日規則第124号            平成12年12月22日規則第232号            平成13年3月27日規則第27号            平成13年8月10日規則第128号            平成14年3月29日規則第28号            平成14年4月1日規則第47号の3            平成14年7月30日規則第74号            平成15年3月28日規則第26号            平成15年7月15日規則第89号            平成17年8月30日規則第123号            平成18年7月28日規則第94号            平成19年4月1日規則第44号            平成22年6月29日規則第54号            平成23年9月27日規則第56号            平成23年12月28日規則第76号</p>

改正後	改正前
<p>平成27年 5 月29日規則第46号  平成27年12月22日規則第76号  令和元年 5 月24日規則第 2 号  令和元年12月 6 日規則第40号  令和 2 年10月20日規則第64号</p> <p>高知県立自然公園条例施行規則をここに公布する。  高知県立自然公園条例施行規則</p> <p>目次</p> <p>第 1 章 総則（第 1 条・第 2 条）  第 2 章 公園事業（第 3 条—第11条）  第 3 章 保護及び利用（第12条—第22条）  第 4 章 生態系維持回復事業（第23条—第27条）  第 5 章 風景地保護協定及び公園管理団体（第28条—第31条）  第 6 章 雑則（第32条・第33条）</p> <p>付則  （特別地域内における許可又は届出を要しない行為）</p> <p>第17条 条例第20条第 9 項第 4 号の規則で定める行為は、次に掲げるものとする。</p> <p>(10) <u>漁港及び漁場の整備等に関する法律</u>（昭和25年法律第137号）第 3 条第 1 号に掲げる施設若しくは同条第 2 号イからハまでに掲げる施設（同号イに掲げる施設については駐車場及びヘリポートを除き、同号ハに掲げる施設については公共施設用地に限る。）又は沿岸漁業（沿岸漁業改善資金助成法（昭和54年法律第25号）第 2 条第 1 項に規定する沿岸漁業（総トン数10トン以上20トン未満の動力漁船（とう載漁船を除く。）を使用して行うものを除く。）をいう。以下この号において同じ。）の生産基盤の整備及び開発を行うために必要な沿岸漁業の構造の改善に関する事業に係る施設を改築し、又は増築すること。</p>	<p>平成27年 5 月29日規則第46号  平成27年12月22日規則第76号  令和元年 5 月24日規則第 2 号  令和元年12月 6 日規則第40号  令和 2 年10月20日規則第64号</p> <p>高知県立自然公園条例施行規則をここに公布する。  高知県立自然公園条例施行規則</p> <p>目次</p> <p>第 1 章 総則（第 1 条・第 2 条）  第 2 章 公園事業（第 3 条—第11条）  第 3 章 保護及び利用（第12条—第22条）  第 4 章 生態系維持回復事業（第23条—第27条）  第 5 章 風景地保護協定及び公園管理団体（第28条—第31条）  第 6 章 雑則（第32条・第33条）</p> <p>付則  （特別地域内における許可又は届出を要しない行為）</p> <p>第17条 条例第20条第 9 項第 4 号の規則で定める行為は、次に掲げるものとする。</p> <p>(10) <u>漁港漁場整備法</u>（昭和25年法律第137号）第 3 条第 1 号に掲げる施設若しくは同条第 2 号イからハまでに掲げる施設（同号イに掲げる施設については駐車場及びヘリポートを除き、同号ハに掲げる施設については公共施設用地に限る。）又は沿岸漁業（沿岸漁業改善資金助成法（昭和54年法律第25号）第 2 条第 1 項に規定する沿岸漁業（総トン数10トン以上20トン未満の動力漁船（とう載漁船を除く。）を使用して行うものを除く。）をいう。以下この号において同じ。）の生産基盤の整備及び開発を行うために必要な沿岸漁業の構造の改善に関する事業に係る施設を改築し、又は増築すること。</p>

改正後	改正前
(63) <u>漁港及び漁場の整備等に関する法律</u> 第34条第1項に規定する漁港管理規程に基づき、標識その他これに類するものを掲出し、若しくは設置し、又は工作物等に表示すること。	(63) <u>漁港漁場整備法</u> 第34条第1項に規定する漁港管理規程に基づき、標識その他これに類するものを掲出し、若しくは設置し、又は工作物等に表示すること。